

越監告示第8号

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づき、市民福祉部の監査を執行したので、同条第9項の規定によりその結果を報告する。

令和2年3月24日

越前市監査委員 塚崎 正巳

同 田中 希世子

同 城戸 茂夫

記

1 実施基準

都市監査基準等に準拠して実施

2 監査の種類

定期監査

3 監査の対象

[監査執行期間]

子ども福祉課 令和2年1月21日(火)～23日(木)

(子ども・子育て総合相談室含む)

保険年金課 令和2年1月24日(金)～28日(火)

社会福祉課 令和2年2月5日(水)～7日(金)

長寿福祉課 令和2年2月10日(月)～13日(木)

(地域包括支援センター含む)

健康増進課 令和2年2月14日(金)～18日(火)

窓口サービス課 令和2年2月19日(水)～21日(金)

[監査対象期間]

子ども福祉課及び保険年金課に関しては、平成31年1月から令和元年12月末日までの所管業務全般

社会福祉課、長寿福祉課、健康増進課及び窓口サービス課に関しては、平成31年1月から令和2年1月末日までの所管業務全般

4 監査の着眼点

財務等に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令等に従って行われているか、地方自治法第2条第14項及び第15項の趣旨に即ってなされているかどうかについて監査を実施した。なお、今年度は、①法令、条例及び要綱の遵守並びに文書管理規定の遵守②業務手順書におけるリスクマネジメント③債権回収事務を監査の重点項目とした。

5 監査の実施内容

監査対象の所管課に対し関係書類の提出を求め、監査資料に基づく着眼点に従って関係書類を審査するとともに、関係職員から事情聴取並びに実査により監査を実施した。

6 監査の結果

今回監査を実施した結果、特に指摘すべき事項はなかった。なお、監査執行の際見受けられた留意すべき軽微な事務処理上の事項については、所管課に対して口頭にて指導し改善を促した。